

岩手県告示第245号

岩手県事務委任及び代決専決規則（平成18年岩手県規則第64号）別表第1に規定する別に定める補助金又は交付金のうち国体・障がい者スポーツ大会局に係るものを次のように定め、平成25年4月1日から施行する。

平成25年3月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

室課名	事業名
施設課	第71回国民体育大会市町村競技施設整備費補助